第十七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、四十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に十年間ずつ延長されるものとする。

3　この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条、第五条1、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条3、第十三条及び第十四条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年十一月十一日に東京で、本書二通を作成した。

日本国政府のために
平松賢司
インド共和国政府のために
スブラマニヤム・ジャイシャンカル

附属書A

A部

1　重水素及び重水　B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物（一暦年の期間（一月一日から十二月三十一日まで）において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2　原子炉級黒鉛　ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（一キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

B部

1　原子炉　制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉

2　原子炉容器　1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

3　原子炉燃料交換機　1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4　原子炉制御棒及び原子炉制御設備　1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5　原子炉圧力管　1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を収容するために特に設計し、又は製作した管

6　核燃料被覆管　ジルコニウム金属管又はジルコニウム合金の管（又はこれらの管の集合体）であって、1に規定する原子炉の内部において燃料被覆管として使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、十キログラムを超える量のもの

7　一次冷却材ポンプ又は循環装置　1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ又は循環装置

8　原子炉内装物　炉心支持柱、燃料チャネル、カランドリア管、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9　熱交換器

(a)　1に規定する原子炉の一次冷却材回路又は中間冷却材回路のために特に設計し、又は製作した蒸気発生器

(b)　1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作したその他の熱交換器

10　中性子検出機器　1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器

11　外部熱遮蔽体　熱損失の削減及び格納容器の保護のため、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した外部熱遮蔽体

12　原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

13　燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B　インド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の再処理

1　インド共和国政府は、日本国政府に対し、施設（以下「施設」という。）を設置したことを書面により通告する。その通告には、次の事項を含む。

(a)　施設の所有者又は操業者の名称

(b)　施設の名称、種類及び所在地、施設の計画中の設備能力、関係する核物質の種類、施設への当該核物質搬入の見込期日並びに活動の種類

(c)　インド共和国政府が二千九年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定14(a)の規定に従い、機関の保障措置の適用のため機関に対して施設について通告したこと及び関係する保障措置取極が同年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同協定に従って合意されたことの確認

(d)　(c)に規定する保障措置取極が6の規定に適合する旨の確認及びインド共和国政府が入手可能な機関の保障措置手法に関する情報であって「保障措置に係る秘密」に指定されていないもの

2　日本国政府は、インド共和国政府に対し、1に規定する通告の受領の後三十日以内に文書による受領通知を提供する。この受領通知は、当該通告が受領された旨の表明に限定される。

3　この附属書の規定の適用上、「施設」とは、二の新規の国内再処理施設及び追加的な新規の国内再処理施設であって、インド共和国政府がこの協定の適用を受ける核物質その他保障措置の下にある核物質の再処理を行うために設置し、かつ、機関の保障措置の下にある核物質の再処理及び必要に応じて他の形状又は内容の変更のために充てるものをいう。

4　両締約国政府は、インド共和国政府の要請により、3に規定する新規の再処理施設の追加に関して相互の満足を確保するために協議する。両締約国政府は、その協議の後、インド共和国政府の追加の要請を認めるためにそれぞれの国において効力を有する法令に即した必要な措置をとる。